

## 工業用水道施設の更新について

工場の増設等に伴う設備更新と併せ工業用水を受水している受水槽などの施設を更新する際には、新設した時と同様に以下の手続きが必要となりますので、御連絡をお願いします。

### ①工事前

所定の様式（給水施設新設等工事承認申請書）に工事の計画を記入していただき、工事内容が分かる図面とともに[あらかじめ](#)鬼怒水道事務所へ提出してください。

【書類を県が審査し、承認したあとに工事を開始してください】

工場の増設工事等に伴い、基本供給水量を超える水の使用が見込まれる場合は、県へ御相談ください。特定給水の申込みが必要な場合があります（[使用開始の1ヶ月前まで](#)）。

【申込書その他、量水器などの現地確認を行い、承認となります】



### ②工事中

承認後の工事にあたっては、明視できない部分の写真を整理し、工事完成後の円滑な竣工検査ができるように御協力をお願いします。

埋設する管がある場合は、埋設前に中間検査を受検してください。

【中間検査では漏水の有無などを確認します】

### ③工事完成後

工事完成後は、[すみやかに](#)給水施設工事完成届を鬼怒水道事務所へ提出して竣工検査を受検してください。

所定の様式に工事完成日などを記入し、完成図面・写真などを添付してください。



## ★工業用水についてのお問い合わせ★

栃木県企業局水道課	〒320-0031 宇都宮市戸祭元町1-25	TEL 028-623-3820	FAX 028-623-3826
栃木県鬼怒水道事務所	〒329-1233 高根沢町宝積寺1900	TEL 028-675-1331	FAX 028-675-4818

鬼怒工業用水ホームページ：[https://www.pref.tochigi.lg.jp/j54/index\\_k.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/j54/index_k.html)

「鬼怒工水だより」は、鬼怒工業用水道事業を広く皆様に知っていただくための広報紙です。鬼怒工業用水道をご利用いただいております皆様並びに関係者の皆様には、日頃から工業用水道事業の推進にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。



## 🌀 老朽化した設備の更新を行っています

### — 薬品注入設備更新工事 —

薬品注入設備とは、法令に定められた水質（濁度やPH等）にするため、薬品を注入する設備です。薬品注入設備が故障した場合、工業用水の安定供給に影響が及びます。

現在の設備は平成15(2003)年度に設置してからこれまで定期的な分解点検等を行って運用しておりますが、耐用年数を超えていることから設備の健全な機能維持を図るため、設備更新計画に基づき、今年度(令和5(2023)年度)から薬品注入設備の更新工事を行っています。

工事完了は令和8(2026)年度を予定しています。工事期間中も工業用水を安定して供給し続けるため、既設設備により浄水処理を継続しながら、順次、新設備への切替えを行っています。

### 【工事の概要】

PAC注入設備や苛性ソーダ注入設備等の薬品注入設備の更新を予定しています。

## 🌟 防災訓練の実施について

### — 災害を想定した防災訓練を毎年、実施しています —

風水害や地震などに備え、鬼怒水道事務所では、毎年計画的な防災訓練を実施しています。

令和5(2023)年6月

震度5弱を想定した損傷個所の巡視点検や本庁（水道課・経営企画課）との情報伝達訓練を実施しました。

令和5(2023)年12月

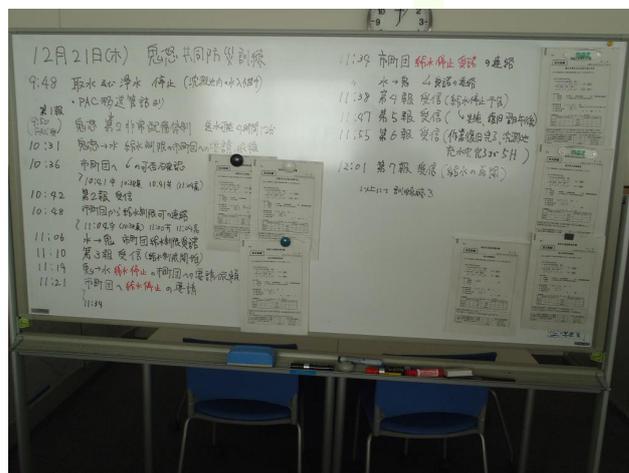
水道施設の設備故障を想定し、水道用水の供給が困難になった場合における受水市・町・団及び本庁水道課との連絡方法の確認を行いました。

☆ 訓練後は参加者の意見交換を行い、改善点を話し合っています。

### 防災訓練の写真



【訓練】空気弁確認状況



【訓練】本庁伝達確認ホワイトボード記録